



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
2月26日(火)  
第3067号

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 123
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 123
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 124
- 救急医療機関の指定..... 124
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録に係る変更..... 124
- 道路の区域の変更..... 125
- 道路の供用開始..... 125
- 建築基準法による道路の位置指定..... 126

### 公 告

- 事後調査報告書の提出..... 126

### 選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し..... 127

### 正 誤

- 平成8(1996)年号外第55号中..... 127

## 告 示

### 栃木県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31(2019)年2月26日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30(2018)年 12月25日	日光市立国民健康保険栗山診療所	日光市黒部54番地1
平成29(2017)年 1月24日	武田歯科医院	大田原市浅香2-3-2
平成31(2019)年 1月1日	中江歯科医院	那須塩原市永田町2-4

### 栃木県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 12月27日	小山 裕人	-	千手整骨院	鹿沼市千手町2562-13
平成31 (2019) 年 1月8日	塩澤 悠貴	下野市石橋450-2 グ ランソール103	まごころ治療院 小山店	小山市駅南5-10-12

栃木県告示第79号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年12月25日	日光市立国民健康保険栗山診療所	日光市日蔭575番地
平成29 (2017) 年1月23日	武田歯科医院	大田原市浅香2-3-2
平成30 (2018) 年12月31日	中江歯科医院	那須塩原市永田町2-4

(保健福祉課)

栃木県告示第80号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
日本赤十字社芳賀赤十字病院	真岡市中郷271	平成31 (2019) 年 3 月 1 日から 平成34 (2022) 年 1 月 31 日まで

(医療政策課)

栃木県告示第81号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条の規定により登録研修機関から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第17条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	事業者		事業所		変更の年月日	喀痰吸引等研修の課程
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
0911005	株式会社オールスター・Lab	宮城県仙台市青葉区台原三丁目38番2号ベルシティ森林公園106（宮城県仙台市泉区八乙女中央一丁目1番10号）	グローバルケアアカデミー（株式会社オールスター・Lab）	宮城県仙台市青葉区台原三丁目38番2号ベルシティ森林公園106（宮城県仙台市泉区八乙女中央一丁目1番10号）	平成31（2019）年1月1日	第一号研修 第二号研修
0911006	一般社団法人日本介護教育協会	大分県大分市萩原二丁目2番6-805号（東京都中野区本町6丁目27番12号）	一般社団法人日本介護教育協会	大分県大分市萩原二丁目2番6-805号（東京都中野区本町6丁目27番12号）	平成31（2019）年1月28日	第一号研修 第二号研修

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

（高齢対策課）

栃木県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年2月26日から同年3月27日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下野大沢停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
110	前	日光市土沢字ヲソメ1-6から 日光市木和田島字悪戸1512-1まで	14.0～44.2	95.0	
	後	日光市土沢字ヲソメ1-6から 日光市木和田島字悪戸1512-1まで	14.0～25.1	95.0	

栃木県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年2月26日から同年3月27日まで一般の縦覧に供する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 408 号	宇都宮市野高谷町434-1 から 宇都宮市刈沼町125-2 まで	平成31 (2019) 年 2 月 26 日

(道路保全課)

**栃木県告示第84号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	矢板市木幡2545の一部	延長48.27m 幅員6.00m	平 成 30 (2018) 年 11月 7 日	大 田 原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久乙字坂ノ上648-64、-65、-71、-76、-77、-89、-90、-95、-96、-121、-127、-131の各一部	延長183.91m 幅員4.43m～ 4.57m	平 成 30 (2018) 年 11月 9 日	大 田 原 土木事務所
	芳賀郡益子町大字益子字釜場2107-1の一部	延長64.54m 幅員6.00m	平 成 30 (2018) 年 11月20日	真 岡 土木事務所

(建築課)

**公 告**

## ○事後調査報告書の提出

栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）第29条第2項の規定により事業者等から事後調査報告書（以下「報告書」という。）の提出があったので、同条例第29条の2第1項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。

平成31 (2019) 年 2 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

栃木市

## (2) 代表者の氏名

栃木市長 大川 秀子

## (3) 主たる事務所の所在地

栃木県栃木市万町 9 番25号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 事業の名称

小山栃木都市計画（仮称）千塚町上川原土地地区画整理事業

- (2) 事業の種類  
土地区画整理事業
- (3) 事業の規模  
地区面積 36.7ヘクタール
- 3 対象事業実施区域  
栃木市千塚町及び尻内町の各一部
- 4 関係地域の範囲  
対象事業実施区域の外周約1km
- 5 報告書の名称  
小山栃木都市計画（仮称）千塚町上川原土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書（工事中）
- 6 報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所  
栃木県環境森林部環境森林政策課、栃木県県民生活部広報課県民プラザ室、栃木県県土整備部都市計画課、栃木県南環境森林事務所環境部環境企画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課、栃木市産業振興部産業基盤整備課及び栃木市都市整備部都市計画課
- (2) 縦覧期間  
平成31（2019）年2月26日から同年3月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 その他  
問合せ先 栃木県環境森林部環境森林政策課 電話028-623-3294  
(環境森林政策課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

平成31（2019）年2月26日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

選挙管理委員会名	取り消した施設の名称	取り消した施設の所在地
那須烏山市選挙管理委員会	那須烏山市農業者健康増進施設	那須烏山市志鳥2444

## 正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成8年 号外第55号	3	13	芳賀郡芳賀町芳賀台98番地	芳賀郡芳賀町大字芳賀台98番地